更生担保権者との間で別途合意した場合は、その合意に従い、(i)前記①に従って売却した売却対象不動産の売却代金から前記②に定める繰入額及び諸経費を控除した金額に、その合意により定められた一定の割合に乗じた金額、又は、(ii)その合意により定められた金額を、前記②における「売却手取額」と読み替え、前記②ないし⑤の定めを適用するものとする。

⑵　一般更生債権として確定した場合

①　未確定更生担保権が更生担保権として認められず一般更生債権として確定したときは、当該確定更生債権額（前記⑴⑤の更生債権変更額がある場合は当該更生債権変更額を控除した残額とする。）に対して8.5％と第３章第３節２⑴②に定める弁済率αの合計を弁済率として乗じた額を、管財人又は分割新会社は、当該確定日から１ヶ月を経過する日、第３章第３節２⑴②記載の弁済期及び前記⑴②の弁済を行う日（前記⑴の適用がある場合に限る。）のいずれか遅い日までに弁済する。

②　前記⑴⑤及び前記①による弁済額を控除したその余の確定更生債権については、他の確定更生債権者が第３章第３節２⑴③の定めにより取得した無議決権優先株式についての残余財産分配額が確定した時に、分割新会社は、その確定時に、他の確定更生債権者が第３章第３節の定めに従って受ける全ての弁済（無議決権優先株式による残余財産の分配を含む。）に基づいて計算される最終的な合計弁済率と同等の弁済率となるまで免除を受け、その免除後の確定更生債権の残額を分割新会社の残余財産分配と同時期に弁済する。ただし、未確定更生担保権の確定又は確定した後の更生担保権及び更生債権の弁済をするまでに、本件効力発生日が到来したときは、分割新会社が当該更生担保権及び当該更生債権を免責的に承継して、上記のとおり権利の変更及び弁済を行うものとする。

⑶　更生担保権確定前の不動産の売却

管財人又は分割新会社は、未確定更生担保権について更生担保権の存否が確定するまでの間に売却対象不動産を売却した場合には、前記⑴②及び③の定めによって計算される額に相当する金額を適切な金融機関に預金し、当該預金の払戻請求権を目的とし、当該対象不動産に係る更生担保権のうち前記⑴②③及び⑤を適用した場合に弁済を受けられることになる更生担保権を被担保債権とする質権を設定する。この場合の当該更生担保権の権利の変更及び弁済方法は、前記⑴②及び④ないし⑥の定めに従うものとする。

２　債権調査手続未了の届出更生債権等の取扱い

債権調査手続未了の届出更生債権等については、当該債権が債権調査手続を経て確定した場合には、確定した更生担保権については本節１の定めを準用し、確定した一般更生債権については、第３章第３節２⑴及び⑵の権利の変更の定めを適用し、当該確定日から１ヶ月を経過する日と第３章第３節２⑴及び⑵に定める弁済期のいずれか遅い日までに弁済を実施するものとする。

第５章　担保権の措置等

第１節　担保権の措置

１　存続する担保権

⑴　不動産に係る担保権

①　別表７－１「存続する担保権一覧表（不動産）」記載の各担保権は、更生計画認可決定以後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で従前の順位により存続し、同表の根抵当権が担保すべき元本は、更生計画認可決定時に同欄記載の額に確定する。

②　前記①の同表記載の根抵当権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該根抵当権元本確定登記に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。なお、後記④の根抵当権抹消登記手続をする時までに、本号の措置が未了の場合、管財人は本号の措置を省略して、後記④の根抵当権の抹消登記手続を求めることができる。

③　前記①の同表記載の各担保権は、被担保債権である権利の変更後の更生担保権が完済された時に消滅する。

④　前記①の同表記載の各担保権の担保権者は、前記③の条件が成就したときは、当該担保権の設定登記の抹消登記手続をする。同担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

⑵　手形に係る担保権

①　別表７－２「存続する担保権一覧表（手形）」記載の商事留置権は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

②　別表７－２「存続する担保権一覧表（手形）」記載の商事留置権は、被担保債権である権利の変更後の更生担保権が完済された時に消滅し、当該商事留置権の担保権者は直ちに当該商事留置権を解除する手続をしなければならない。

③　前記②の定めにかかわらず、別表７－２「存続する担保権一覧表（手形）」記載の商事留置権を有する者が、同手形の取立てに係る取立金を留置するときは、その取立金を管財人へ返還することをもって当該手形の返還がなされたものとみなす。

⑶　リース物件に係る担保権

①　別表７－３「存続する担保権一覧表（リース）」記載のリースについては、同表の「期間満了日」欄記載のリース契約の期間満了日までは、同表の「新しい債権額」欄記載の金額の限度で存続する。

②　管財人（更生手続終結後は更生会社。以下、本項において同じ。）又は当該リース物件の転貸を受けた者は、前記①のリース契約の期間満了日までは引き続き当該リース物件を使用することができる。

③　管財人は、前記①のリース契約の期間満了日において、約定に基づき再リース契約の締結、当該リース物件の返却、及び、当該リース物件の買取の申出をすることができる。当該担保権者は、管財人から当該リース物件の返却の申出がある場合には、当該担保権者の責任と費用負担において当該リース物件を引き揚げなければならない。

④　リース物件に係る更生担保権について、第３章第１節２の定めに基づく弁済が完了したときは、リースに係る担保権は消滅し、リース期間満了まで当該担保権者は当該リース物件を引き揚げることができない。この場合、当該担保権者は、管財人の同意を得て当該リース物件の所有権を無償で更生会社に譲渡することができる。

⑤　管財人は、前記①のリース契約の期間満了日前においても随時当該リース物件を担保権者に返却することができる。この場合、当該担保権者は、その責任と費用負担において当該リース物件を引き揚げなければならない。

⑷　絵画等に係る担保権

①　別表７－４「存続する担保権一覧表（譲渡担保権等）」整理番号１記載の質権、及び同表整理番号２記載の譲渡担保権（以下、あわせて、本項において「本件担保権」という。）は、更生計画認可決定後も同表の「新しい債権額」欄記載の額の限度で存続する。

②　本件担保権は、被担保債権である権利の変更後の更生担保権が完済された時に消滅する。